

# 一般社団法人

## 日本ウインドサーフィン協会

### 懲戒規程

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウインドサーフィン協会(以下、「協会」という。)内の秩序の維持を図るため、理事会が必要と認めた時に懲戒する諸事項を定めることを目的とする。

#### (懲戒該当事項)

第2条 倫理規程第2条、第3条ないし第4条に定める者のうち、役員、会員、加盟団体並びに、加盟のクラブ等の団体(以下、「加盟団体等」という。)及び、その他協会の活動に関与する者において、以下に該当する事項がある場合は、本規程に基づき懲戒する。

- (1) 協会業務に関連して不当の利益を授受し、若しくは協会に損害を与えた場合
- (2) 故意または過失によって、協会の名誉を棄損させる行為があった場合
- (3) 業務遂行上正当な理由なく、越権専断の行為により職務を妨害した場合
- (4) 協会の内外を問わず、刑罰法規で有罪の確定があった場合
- (5) スポーツマンシップに関わる重大な不正行為に基づく対応処置が必要となった場合
- (6) 法令、定款又は倫理規程その他協会の諸規程に違反する行為があったと認められる場合
- (7) その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 協会職員の懲戒については、別に定めるものとする。

(懲戒の種類及び内容)

第3条 前条の遵守事項に違反した場合の懲戒の種類及び、処置内容については、倫理規程第7条に於いて定める。

(懲戒委員会、第三者委員会)

第4条 次の場合は、倫理委員会は、同委員会委員から利害関係者を除き3名ないし5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

(1) 相談の通報があり、倫理委員会にて事実調査が必要であると判断した場合

(2) 理事長が、事実調査が必要であると判断した場合

2 倫理委員会は、該当事項に応じて必要な場合に、前項の懲戒委員会に外部有識者を含めることとする。

3 次に掲げる場合には、第三者委員会の設置は、倫理委員会の答申を経ずに理事会にて直接的に決議により行わなければならない。

(1) 理事長、会長、副理事長、専務理事を対象とした事実調査が必要な場合

(2) 理事会が第三者委員会を設置することが必要と判断した場合

(事実調査)

第5条 懲戒委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者(以下、「対象者」という。)及び事案の関係者に対し、事実調査についての説明及び、証拠資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

2 対象者及び、倫理規程第2条、第3条ないし第4条に定める者は、事実調査に協力する義務を負う。

- 3 懲戒委員会は、必要により倫理規程第2条、第3条ないし第4条に定める者に事実調査の支援を要請することができる。
- 4 懲戒委員会は、本条に基づく事実調査を開始した後、事案の内容及び、性質に鑑み、倫理委員会以外による調査が相当と思料した場合、その旨を理事会に答申することができる。

(処分答申)

第6条 懲戒委員会は、前条の事実調査の結果を踏まえ、対象者に対する処分の要否及び、処分内容を検討しなければならない。

- 2 懲戒委員会は、対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 懲戒委員会は、処分の要否又は処分内容の結果を理事会に答申しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 理事会は、懲戒委員会の答申を受け、処分の要否及び、処分内容を決定しなければならない。

- 2 当該事案の利害関係者は理事会の審議に参加することはできない。
- 3 理事会は、対象者を処分する場合、対象者の表示、処分対象となった事実、処分内容・理由、処分手続きの経過、不服申立て手続き・期間を当該対象者に対して書面で通知しなければならない。
- 4 処分の効果は、倫理規程第2条(1)①及び、(2)①の処分を除き、前項の通知が調査対象者に到達した時に生じる。

(機密の保持)

第8条 懲戒委員会に於いて機密事項としたものについては、事実調査及び、処分審査に関与した者はその機密を守らなければならない。

(特則)

第9条 第三者委員会による事実調査を実施する場合は、第4条から前条までの「懲戒委員会」は「第三者委員会」と読み替える。

(不服申立)

第10条 第7条の処分を受けた者で、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従ってスポーツ仲裁を申立てることができる者は、同規程に基づき不服申立てをすることができる。不服申立てはスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

2 前条でスポーツ仲裁を申立てることができる者以外の者は、その処分に不服がある場合、第7条の通知を受けた日から起算して2週間以内に文書をもって倫理委員会に対し異議申立てを行い、再審査を請求することができる。

3 前項本文の異議申立てがあった場合は、倫理委員会は、必要に応じて再度事実調査を行った上、処分の要否又は処分内容の検討を行う。

4 倫理委員会は、前項の検討結果を理事会に答申しなければならない。

5 前項の答申後の手続きは、第7条の規定を準用する。

6 第2項の不服申立ては、一の処分について一回限り行うことができるものとする。

## (復権)

第 11 条 有期又は無期の資格停止若しくは、除名又は解任された者は、有期の資格停止の場合は停止

期間の 3 分の 2 を経過した場合、無期資格停止、除名又は解任の場合は 3 年を経過した場合、協会に対し復権を申立てることができる。

2 前項の申立てをする者は、反省文、嘆願書その他書面を提出することができる。

3 第 1 項の申立てがあった場合、理事会は必要に応じ申立てをした者を聴聞し、復権の可否を審議し決定する。

4 前項による復権の効力は、理事会の決定がなされた日に生じる。

## (改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

## 附則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、特定非営利活動法人から新たに一般社団法人となったことを受けて、2023 年 4 月 1 日から改訂施行する。